

INFORMATION

情報ひろば

- 日時・日程
- 会場
- 対象者
- 講師
- 内容
- 定員
- 持ち物
- 料金・受講料
- 申込方法
- 締め切り
- 問い合わせ
- その他

土浦市役所 ☎826-1111  
 防災行政無線 0120-826113

**マイシティつちうら**  
 まちの話題やニュースをお届けします。土浦ケーブルテレビ デジタル11ch(111ch)【毎日9:00/12:00/16:00/20:00の各15分】

**土浦市メールマガジン**  
 行政、子育て、健康づくり、観光・イベントなどの情報をメールでお届けします。



登録はこちら▶

年内のパスポート申請は早めに

パスポートの発行には、申請してから8日間以上(閉庁日を除く)を要します。

年内にパスポートの交付を希望する方は、12月18日(火)までに申請してください。

申請・交付時間/月々金曜日(祝日、年末年始除く) 午前8時30分～午後4時45分

※交付のみ木曜日時間外(午後7時まで)および日曜日(午前8時30分～午後4時45分)も受け付け

問市民課(☎内線2007)

認知症サポーターフォローアップ研修会

日1月20日(日) 午後2時～4時10分(受け付けは午後1時45分から)

場 ワークヒル土浦

対 市内在住・在勤の認知症サポーター養成講座を受講済みの方で、研修後ボランティアとして活動できる方

定 30人(先着順)

申 電話で

☎12月28日(金)

問 高齢福祉課(☎内線2500)

土浦市×かすみがうら市×行方市「婚活パーティー」

日1月27日(日) 午後1時30分～(受け付けは午後1時から)

場 霞浦の湯

対 39歳以下の独身男女(男性は土浦市・かすみがうら市・行方市在住に限る)

定 男女各20人(定員を超えた場合は抽選)

¥ 男性:3000円、女性:...

2000円  
 申 電話またはメールで  
 ☎1月9日(水)  
 問 こども福祉課(☎内線2281)

12月3日から9日は「障害者週間」です

国・県・市では、障害の有無に関わらず、お互いを尊重し支えあうことのできる社会の実現を目指し、障害者の自立や社会参加などに関する様々な取り組みを行っています。

また、「障害者差別解消法」では、障害者に対する差別を禁止しています。一人ひとりが障害のある方に対する理解を深め、誤解や偏見による差別をなくしましょう。

問 障害福祉課(☎内線2454)

ハローワーク・労働基準監督署が移転します

日 業務開始日/1月15日(火)  
 場 移転後/土浦労働総合庁舎(六塚)

内 1・2階:土浦公共職業安定所(ハローワーク土浦)、4階:土浦労働基準監督署

※詳しくはホームページをご覧ください。お問い合わせください。

問 茨城労働局(☎029・224・6211)

陸上自衛隊夜間飛行訓練

日 12月11日(火)～13日(木)、18日(火)～20日(木)(日没から3時間以内)

場 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場および周辺空域

内 ヘリコプター2～3機

問 同航空学校霞ヶ浦校(☎842・1211)

牛久シテイマラソンによる交通規制について

日 1月14日(月) 午前8時50分～11時10分

場 ひたち野うしく駅周辺道路  
 内 当日付近を通行の際は、規制看板などに従い迂回してください。

※規制区域など、詳しくはお問い合わせください。

問 牛久シテイマラソン実行委員会(☎873・2486)

霞ヶ浦学講座

日 12月14日(金) 午後1時30分～3時

場 霞ヶ浦環境科学センター(沖宿町)

講 所 史隆さん(県水産試験場)

内 フカサギから見る霞ヶ浦

申 電話、ファクスまたはメールで

他 土浦駅東口より無料送迎バスあり(要申し込み)

問 同センター(☎828・0962)

☎828・0967

✉ a.numazawa@pref.ibaraki.jp

ibarakij.jp

土浦地方家族会「家族を支える会」

日 12月15日(土) 午後1時30分～3時30分

場 阿見町本郷ふれあいセンター(阿見町荒川本郷二丁目)

対 精神に障害のある方、その家族

内 悩み相談、意見交換

問 土浦保健所(☎821・5516)

生涯学習ネットワークフォーラム

日 2月16日(土) 午後1時～3時45分(開場は午後0時30分から)

場 県南生涯学習センター(内テーマ/「地域と連携したまちづくり ひとづくり 地域の活性化」)

定 200人(先着順)

申 電話、ファクスまたは直接

☎12月18日(火)～2月3日(日)

問 同センター(☎826・1011) FAX 826・1728

市政のお知らせ information

家屋を取り壊した方、土地の利用  
状況を変更した方へ

☎課税課(☎内線2337)

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の状況によって課税されます。家屋を取り壊すと翌年度より課税されなくなり、また、土地の利用状況が変わると税額が変わることがありますので、至急ご連絡ください。

市政のお知らせ information

パブリックコメントを実施します

☎政策企画課(☎内線2384 ☎822-9252  
✉jimu@city.tsuchiura.lg.jp)

**募集対象**／第6次土浦市行財政改革大綱(案)について  
**公表方法**／政策企画課、情報公開室、各支所・出張所、各地区公民館での閲覧および市ホームページへの掲載

**募集期間**／12月5日(水)～24日(月)(必着)

**意見を提出できる方**／市内に居住または通勤・通学している方、または市内に事務所などがある個人や法人・団体の方

**提出方法**／住所、氏名(名称)、電話番号を記入し、郵送、ファクス、メールまたは直接

市政のお知らせ

information

かすみがうらマラソンのボランティア  
および応援川柳を募集します

☎かすみがうらマラソン大会事務局(スポーツ振興課内  
〒300-0036 大和町9-2 ☎893-5515  
✉kasumi42195@city.tsuchiura.lg.jp)



□ボランティアの募集について

かすみがうらマラソンの大会運営にご協力いただけるボランティアを募集します。

	内容	定員	申込方法	募集期間
キロ表示ボランティア	コースでのキロ表示看板の掲示(1組2人以上で従事)	49組	大会ホームページ、専用フォームより	12月14日(金)～2月28日(木)
伴走ボランティア	盲人ランナーが安全・快適に走るための伴走	盲人ランナーの申込数により変動	大会ホームページから申請書をダウンロードし、メールまたは郵送	12月26日(水)まで
救護ボランティア	ランナーとして参加しながら、要救護者の対応、報告など	エントリーしたランナーの内300人	大会参加申込と同時に(詳しくはホームページをご覧ください)	大会エントリー期間に同じ

□かすみがうらマラソン応援川柳

**応募要件**／茨城弁を使用した川柳で、出場ランナーに向けた応援や、大会への意気込みを盛り込んだもの、もしくは霞ヶ浦周辺の景観・特産品に関するものであること。

※応募できる作品は、自作で未発表のものにかぎります。

**応募方法**／大会ホームページの専用フォームより応募、または、twitterでハッシュタグ「#かすマラ川柳」をつけて投稿

**募集期間**／12月20日(木)～1月31日(木)

※作品は、大会当日にフルマラソンのコース沿道に掲示するほか、ホームページ、広報紙、ラジオ(「イバラキングのごじゃっぺラジオZ」FM84.2MHz 毎週土曜日午後10時～11時)でも発表します。

(整文する上で若干の訂正をすることがあります)

※作品の著作権はすべて「かすみがうらマラソン大会事務局」に帰属するものとします。

※募集に際し使用した個人情報のかすみがうらマラソンの応援に関する以外には使用しません。

※最優秀作品、優秀作品入賞者には賞品をお送りします。

市政のお知らせ

information

広告主を募集します

☎表中参照

市が発行する印刷物や、送付用封筒に掲載する広告主を募集します。申込方法など、詳しくは各担当課へお問い合わせください。掲載には審査があります。

	家庭ごみ 収集カレンダー	広報つちうら		市ホームページ	国民健康保険税 納税通知書送付用封筒
掲載 箇所	最下段	中句号「情報ひろば」 最下段		トップページ下段	裏面
枠数	3 枠	5 枠		12 枠	2 枠
規格	縦2.8cm ×横9.0cm	1 枠	半枠	JPGまたはGIF画像 縦50ピクセル ×横150ピクセル	縦6 cm ×横10.3cm
		縦4.55cm ×横17.67cm	縦4.55cm ×横8.58cm		
掲載料	2万円	3万円/月	1万5千円/月	2万円/月	6万4千円 (最低価格)
配布 (掲載) 時期	平成31年3月上旬	平成31年4月から32年3月までの 各月中旬(計12回)		掲載を希望する 月の1日から	5月中旬から
対象 および 数量	配布対象/ 市内全世帯 配布部数/ 約5万8000枚	配布対象/市内全世帯、施設など 配布部数/約5万9700部		アクセス数/ 月平均約4万件	配布対象/ 国民健康保険加入世帯 配布枚数/ 約3万2000枚
募集 締切	12月28日(金) (必着)	1月15日(火) (必着)		1月15日(火) (必着)	1月15日(火) (必着)
備考	決定は先着順、同日申 込の場合は抽選	決定は先着順		決定は先着順、 長期広告掲載時の割り 引きあり	決定は価格の高い順
問合せ	環境衛生課 (☎内線2445)	広報広聴課 (☎内線2396)			国保年金課 (☎内線2438)

市政のお知らせ

information

野焼きは法律で禁止されています

☎環境衛生課(内線☎2300)

家庭から出るごみ、畑や空き地などから出る草木など廃棄物を「野焼き(野外焼却)」することは、一部例外を除き、法律で禁止されており、違反した場合、罰則規定があります。

□野焼き禁止の例外

- ・震災、風水害、火災、凍霜害など災害の予防、応急対策、または復旧のための焼却(災害時の瓦礫、凍霜予防のための焼却など)
- ・風俗慣習上または宗教上の行事を行なうために必要な焼却(門松・しめ縄などの焼却など)
- ・農業、林業または漁業を営むためにやむを得ない焼却(稲わら、伐採した枝、網に付着した海産物の焼却など)
- ・たき火など周辺の生活環境に与える影響が軽微である焼却(家庭の紙ごみなど軽微なもの)

※例外事項に該当する場合を含め、生活環境保全上支障がある(苦情の連絡があるなどの)場合は、改善・指導(焼却の中止など)の対象となります。